

新年のご挨拶



大阪薬業健康保険組合
大阪薬業厚生年金基金
理事長 井上 信之

新年あけましておめでとうございます。

被保険者・加入員ならびにご家族の皆さまにおかれましては、清々しい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また日頃より当健康保険組合と当厚生年金基金の事業運営につきまして多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年3月に「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」が一部改正され、国民の健康寿命の延伸の一環として、すべての健保組合に対し平成27年度からデータヘルス計画の実施が定められました。データヘルス計画とは、医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）データや特定健診・保健指導データの情報を分析・活用し、より効果的な保健事業を展開していくものです。現在、当健康保険組合ではその実施に向けた準備を行っているところですが、各事業主皆さま方のご協力なしに遂行が困難な事業でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、国の社会保障に対する基本的な考え方として「聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化していく必要がある」ことが示され、健保組合等に対しても給付の効率化・適正化、保険者機能の強化や疾病予防・健康管理への取り組み強化が求められており、新たに個人や保険者に対する健康・予防インセンティブの付与等の検討もなされています。

このように健保組合を取り巻く環境は大きく変化しようとしていますが、健保財政は依然として厳しい状況にあります。健康保険組合連合会が発表した「平成25年度健保組合決算見込の概要」によると、全国1,419組合の経常収支差引額は1,162億円の赤字となり、高齢者医療制度等へ拠出した額は制度創設以降6年間で17.4兆円にも及んでいます。この納付金の負担が健保組合の財政悪化の最大の要因であり、平成27年度には団塊世代全員が前期高齢者に移行することから、高齢者医療制度への納付金は今後より一層重くなることは明らかなです。当組合においても例外ではなく、厳しい財政が今後も続くものと思われます。

こうした厳しい財政状況の中にあっても、健保組合の重要な使命は、皆さまとご家族の健康づくりを積極的にサポートしていくことにあります。健診をはじめとする保健事業を皆さまの健康寿命延伸の一助としていただきながら、さらに医療費の伸びも抑制していくことが健保組合の存在意義であると考えます。皆さまにおかれましても、日々の健康づくりと適正受診などによる医療費の低減などにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。次第です。

一方、厚生年金制度をめぐるものは今年もさまざまな動きのある1年になると思われます。

国の年金におきましては昨年、平成21年以来2度目となる財政検証が行われ、年金財政の見通しについて各種前提に基づいた幅広い複数のケースが示され、年金制度が経済や社会情勢等に大きく影響されることを改めて認識させられる結果となっています。厚生労働省では通常国会に公的年金制度の改正法案を提出することも視野に検討を進めています。また、平成12年度から続いてきた物価スライドの特例水準の解消が平成25年10月から段階的に行われていますが、今年4月には残る特例水準（0.5%分）が解消される予定です。経済情勢によってはこれまで行われていなかったマクロ経済スライドの実施も現実味を帯びてくるでしょう。このように国の年金が先細る中、企業年金の役割はますます大きくなっています。

厚生年金基金につきましては、昨年4月から施行されました「改正厚生年金保険法」により基金が存続してゆくには非常に厳しい基準が設けられ、多くの基金が代行返上または解散を選択している状況です。財政面では、アベノミクスや日銀の異次元緩和により、当基金では2年連続で16パーセントを超える高い運用利回りが得られましたが、それでも厚生年金基金として存続していく基準は大変厳しいものとなっています。

基金では、昨年9月の代議員会において今後の方向性を検討するために「基金制度改革検討委員会」を立ち上げ、法施行後5年以内に他制度への移行も含めたあらゆる可能性を検討すべく動き始めたところでございます。その内容につきましては、理事会・代議員会で議論し、事業主・加入員・受給者、すべての方々に十分にご説明を行い、今後の基金の方向性を決定してまいり所存でございますので、皆さまには一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆さまのこの一年のご多幸とますますのご健勝を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

健康保険被扶養者現況届の確認が終わりました

年に1回被扶養者の現況確認をするようにとの監督局の指導に基づき、昨年11月、例年どおり確認作業を行いました。業務多忙な時期にもかかわらずご協力いただいたみなさまにお礼申し上げます。今後も適正な被扶養者認定にご協力くださいますようお願いいたします。

家族が被扶養者の資格を喪失したら、忘れずに届出を!

奥さんやお子さんが就職した、パート収入が認定基準を超えたなどの場合は、被扶養者の資格を喪失します。健保組合に5日以内に「被扶養者異動届」の提出と保険証の返納をお願いします。



公 示

任意継続被保険者の平成27年度標準報酬月額上限について

任意継続被保険者の保険料や保険給付などの算定の基礎となる標準報酬月額の上限は健康保険法の規定に基づき右のとおりとなります。

上限標準報酬月額

360,000円

平成26年9月30日における
全被保険者の標準報酬月額の平均額

※退職時の標準報酬月額が上の額を下回るときは、退職時の標準報酬月額が適用されます。

平成26年 10月 事業状況

		大 阪	神 戸	京 都	合 計
事業所数(件)		620	94	71	785
被保険者数(人)	男	54,522	7,434	4,798	66,754
	女	21,529	2,450	2,094	26,073
	計	76,051	9,884	6,892	92,827
平均報酬月額(円)	男	409,351	413,277	365,343	406,625
	女	266,702	261,772	231,646	263,424
	計	368,969	375,723	324,721	366,403
保険料(給与分)1人あたり額(円)		34,314	34,942	30,199	34,075
保険料(賞与分)1人あたり額(円)		512	62	34	428
保険給付1人あたり額(円)		39,777	40,911	39,785	39,898
扶 養 率		0.96	1.04	0.86	0.96

保険給付1人あたり額には、前期高齢者納付金等を含む

平成27年1月から

70歳未満の高額療養費自己負担が見直されます

医療にかかる自己負担には限度額があり、その限度額を超えた額は高額療養費として支給されています。

高額療養費の自己負担限度額は、低所得者、一般所得者、上位所得者の3つに区分されて計算されていましたが、平成27年1からは、区分をさらに細かくして計算されます。

$$\text{高額療養費} = \text{窓口負担額} - \text{自己負担限度額}$$



改正前

改正後

所得区分		自己負担限度額		所得区分	自己負担限度額
A	上位所得者 (標準報酬月額 53万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% ※4カ月目からは83,400円	→	ア	標準報酬月額 83万円以上 252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※4カ月目からは140,100円
				イ	標準報酬月額 53～79万円 167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※4カ月目からは93,000円
B	一般所得者 (上位所得者・ 低所得者以外)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4カ月目からは44,400円	→	ウ	標準報酬月額 28～50万円 80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4カ月目からは44,400円
				エ	標準報酬月額 26万円以下 57,600円 ※4カ月目からは44,400円
C	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ※4カ月目からは24,600円	→	オ	低所得者 (住民税非課税) 35,400円 ※4カ月目からは24,600円

※暦上の1カ月（1日～31日）、同一医療機関での医療費を合算します。 ※同一医療機関でも、入院と外来、内科と歯科は別々に計算します。

※健康保険適用外の治療や入院時の食事療養に要する標準負担額、差額ベッド代などは対象外です。



自己負担をさらに軽減するため、当組合独自の給付として、被保険者には「一部負担還元金」「訪問看護療養費付加金」が支給されます。詳しい計算方法は、5ページの「一部負担還元金・訪問看護療養費付加金が変わります」をご参照ください。

「限度額適用認定証」で窓口での負担が軽減できます

入院予定のある人、毎月の通院費用が高額な人は、事前に「限度額適用認定証」の申請をしてください。

- 医療費が高額になったときのために高額療養費制度がありますが、いったん病院の窓口で自己負担分（2～3割）を支払わなければならない、さらに入院となるとまとまった現金が必要になります。
- 「限度額適用認定証」があれば、まとまった現金を用意する必要はありません。
- 70歳未満の人が入院するとき、「限度額適用認定証」を保険証と一緒に提示すれば、医療機関の窓口での支払いは上記の「自己負担限度額」が上限となります。

※70歳以上の人の窓口での支払いは自動的に自己負担限度額までとなりますので申請の必要はありません。

※自己負担限度額の細分化に伴い、「限度額適用認定証」の所得区分もこれまでのA～Cからア～オに変わります。



「限度額適用認定証」を
もらうにはどうすれば
いいですか？



事前に「健康保険限度額適用認定証交付申請書・区分変更届」を健保組合へ提出し、交付を受けてください。

一部負担還元金・訪問看護療養費付加金が変わります

4ページのとおり、70歳未満の高額療養費算定基準額（自己負担限度額）が見直されるのに伴い、一部負担還元金ならびに訪問看護療養費付加金についても次のとおり改正いたします。

改正前

所得区分	一部負担還元金・訪問看護療養費付加金
上位所得者 (標準報酬月額 53万円以上)	窓口負担額-高額療養費 - {38,000円 + (医療費 - 500,000円) ×1%}
一般所得者 (上位所得者・ 低所得者以外)	窓口負担額-高額療養費 - {20,000円 + (医療費 - 267,000円) ×1%}
低所得者 (住民税非課税)	窓口負担額-高額療養費 - 20,000円

改正後

所得区分	一部負担還元金・訪問看護療養費付加金
標準報酬月額 83万円以上	窓口負担額-高額療養費 - 80,000円
標準報酬月額 53～79万円	窓口負担額-高額療養費 - 50,000円
標準報酬月額 28～50万円	窓口負担額-高額療養費 - 30,000円
標準報酬月額 26万円以下	窓口負担額-高額療養費 - 20,000円
低所得者 (住民税非課税)	窓口負担額-高額療養費 - 20,000円

※算出額が1,000円未満の場合は不支給

<高額療養費および一部負担還元金の算出例>

標準報酬月額28万円の人が1か月に
医療費が100万円かかった場合(3割負担)



高額療養費は健康保険法により定められた金額であるため、病院で自己負担限度額を判断できませんが、一部負担還元金等は当組合が独自で行っている給付のため、病院では対応ができません。病院での精算が終わりましたら「高額療養費・一部負担還元金支給申請書」にご記入の上ご請求ください（一部負担還元金の支給は診療月から3カ月目以降となります）。

※差額ベッド代・食事療養費・文書料・その他自費分は保険対象外となります。
※高額療養費・一部負担還元金支給申請書は個人ごと、1カ月ごとに作成してください。

お忘れなく!



高額介護合算療養費の自己負担限度額も変わります

医療と介護を合わせた自己負担が高額になった場合にも、負担の軽減のための限度額がもうけられています。

同一世帯内で医療と介護ともに自己負担がある場合で、1年間（前年8月1日から7月31日）に両制度でかかった自己負担を合算した額が限度額を超える場合に支給されます。

※限度額を超えた額が500円未満の場合は支給されません。

※70歳未満は、医療の自己負担が1件21,000円以上の場合が対象となります。

※平成27年8月以降も改正されます。

自己負担限度額(年額 平成26年8月1日から平成27年7月31日の1年間：経過措置)

標準報酬月額	70歳未満の人がいる世帯 *1	70歳以上75歳未満の人がいる世帯 *2
83万円以上	176万円	67万円
53～79万円	135万円	
28～50万円	67万円	
26万円以下	63万円	56万円
低所得者Ⅱ *3	34万円	31万円
低所得者Ⅰ *4		19万円

*1・2 対象となる世帯に、70歳以上75歳未満の人と70歳未満の人が混在する場合は、①まずは70歳以上75歳未満の人にかかる自己負担の合計額に、*2の区分の自己負担限度額が適用された後、②なお残る自己負担限度額と、70歳未満の人にかかる自己負担額との合計額とを合算した額に、*1の自己負担限度額が適用されます。

*3 70歳以上で世帯全員が住民税非課税の人等

*4 70歳以上で世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準（年全収入80万円以下等）を満たす人等

※ どちらの申請用紙もホームページからダウンロードできます。

トップページから ▶ 届け出・申請一覧

▶ 給付関係

▶ 健康保険限度額適用認定証交付申請書・区分変更届

▶ 健康保険高額療養費・一部負担還元金支給申請書

お問い合わせ先

現金給付課 06-6941-5005
神戸支部 078-221-6100
京都支部 075-801-2905

活用しよう！ 医療費控除

自己負担が家族で10万円を超えたら申請を

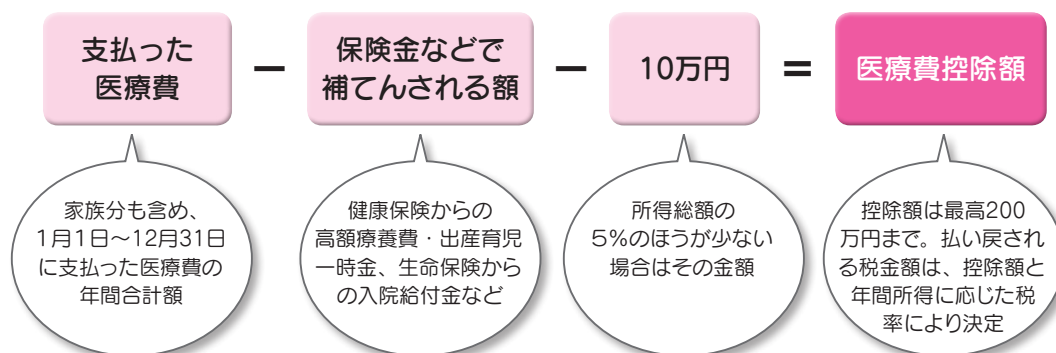
医療費控除とは、1年間（1月1日～12月31日）の医療費が、家族分も含めて10万円を超えたとき、確定申告をすることで所得税の一部が戻ってくる制度です。医療費として算定できるのは、健康保険で受けた治療のほかに、妊娠や出産にかかった費用、歯科の自費治療、薬局で購入したかぜ薬などの市販薬、医療機関への通院費なども含まれます。

確定申告の期間は、毎年2月16日から3月15日まで（平成27年の場合は、2月16日から3月16日まで）となっていますが、医療費控除（還付申告）だけであれば1月から手続きできます。また、5年前までさかのぼって申請することも可能です。

サラリーマンにとって数少ない節税のチャンスです。領収証は日頃からきちんと保管し、医療費控除に備えましょう。税務署に申告すると、所得税の還付だけでなく、翌年の住民税が安くなる場合もあります。

出産や歯科の自費治療などで医療費が多かった人は、医療費控除を活用しましょう。納めすぎた税金が払い戻されます。

医療費控除の計算式



◎詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

医療費控除の対象となる医療費の例

- 医師や歯科医師に支払った医療費
- 治療のためのあんま・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などの施術料
- 通院費用、医師の往診費用
- 入院時の部屋代・食事代
- 医療用器具の購入費
- かぜ薬など、治療のために購入した市販薬の費用
- 医師の証明がある6カ月以上の寝たきりの人のおむつ代
- 介護保険制度の施設・居宅サービス費用の一定額（医療に関連するもの）



など

医療費控除の対象とならない医療費の例

- 美容目的での整形手術や歯列矯正の費用
- 健康診断、人間ドックの費用
- 自家用車で通院するときの駐車料金やガソリン代
- 親族に支払う療養上の世話の対価
- ビタミン剤、体力増強剤など、健康増進のための保健薬や健康食品の購入費用

など



アクセスしてみよう

国税庁の
ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>



忙しくて税務署に行けない人や、パソコンでの作業に慣れている人は、国税庁のホームページを利用してみましょう。申告書のダウンロードができるだけでなく、入力指示に従って申告書をパソコン上で作成することができます。事前の登録など準備が必要ですが、インターネットを利用したe-Taxで申告することもできます。

スポーツクラブ ルネサンス 法人契約締結のご案内

当組合は平成27年1月から新たにスポーツクラブ ルネサンスと法人契約を締結しました。昨年4月から契約している3施設(コ・ス・パ、コナミ、セントラル)とあわせてみなさまの健康づくりに役立てていただきたくご案内します。

なお、ご利用にあたってのお問い合わせは、下記の各施設に直接お願いします。

**全国に
96店舗**

まずは手軽な
都度払いから
始めませんか!

1回のご利用ごとに料金をいただきます。
1Dayコーポレート会員
1回払い **1回 1,620円** (税込)
※法人会員限定の会員種別です

スポーツクラブ ルネサンスがご利用可能に!

選べる2つの会員種別!
お仕事の状況によって月ごとに手数料無料で種別変更が可能!

月に何度でもご利用いただけます。
Monthlyコーポレート会員
使い放題 **月会費 8,424円** (税込)
一般会員(全国マスター会員)は14,364円(税込)

さらに今なら
**新規入会
キャンペーン
実施中!**
詳しくは折込のチラシを
ご覧ください!

1枚の会員証で
全国のクラブが
お使いいただけます。
店舗により施設内容は異なります。

ジム

プール

サウナ

パイラバス

以下のものをお持ちの上、お近くのルネサンスでお申し込みください。お手続き後、その日からご利用いただけます。

ご入会に必要なもの

■健康保険証 ■法人会員証発行等事務手数料1,080円(税込)(キャンペーン中0円) ■写真3cm(縦)×2.5cm(横)を1枚・スナップ写真可
(Monthlyコーポレート会員は以下も必要になります) ■金融機関名・支店名・口座番号の控え・お届け印 ■月会費2カ月分 ■本人確認書類(運転免許証・保険証・パスポート・在留カードのいずれか) ※ご入会の方はルネサンスカード(イオンもしくはジャックス)の申し込みが必要です。(会費はルネサンスカードからの引き落としとなります。)

お問い合わせは、お気軽に **03-5600-5399** 営業時間 平日/10:00~18:00

お近くのルネサンスを検索!

※以下の項目に該当する方の施設利用をお断りすることがあります。
●医師等により、運動を禁じられている方 ●妊娠中の方 ●他人に感染する恐れのある疾病を有する方 ●透氣を帯びている方 ●刺青(タトゥー含む)のある方 ●ペット連れの方 ●暴力団関係者 ●会社が不適当と認めた方 ※ご利用は15歳以上の方に限定させていただきます。

フィットネスクラブ コ・ス・パ

A 都度利用会員〈都度払い制〉
ご利用回数の少ない方、
いろいろな店舗をご利用されたい方におすすめ!
■初回登録時に、コ・ス・パ専用会員証を発行いたします。
■会員証1枚で、コ・ス・パ(全店)がご利用いただけます。
会員証発行手数料 1,080円
都度利用料 1,080円

B コーポレート会員〈月会費制〉
特定の店舗で定期的なご利用を
お考えの方におすすめ!
■通常のレギュラー会員より月会費が約25%オフです。
■月会費のみで、同じ店舗を何度でもご利用いただけます。
登録手数料 3,240円
月会費 7,560円

C テニスクラブ ①スクール月会費 ②貸しコート(面/時間) 割引額 各1,080円
※一般価格より

入会手続きに必要なもの

A ●健康保険証
B ●健康保険証 ●月会費(1.5~2カ月分) ●通帳+届出印
C ●健康保険証

~お問い合わせ先~
株式会社オージススポーツ
法人営業チーム
TEL.06-6262-3474

http://www.ogsports.co.jp/

KONAMI SPORTS CLUB

2015年1月5日コナミスポーツクラブ大阪ステーションシティ(JR大阪駅直結)がオープン!

【ご利用対象者】被保険者、被扶養者
※施設のご利用は16歳以上が対象です。(一部例外の施設がございます)

【ご入会手続きに必要なもの】健康保険証/会員証発行手数料1,080円/クレジットカードまたは金融機関のキャッシュカード(月会費制のみ)
※月会費、利用料はご利用になる施設カテゴリにより異なります。
※表示価格は全て税込です。

★通える回数に合わせて料金プランを選べる!

まずは週1 (月4回まで) 月々 4,752円~	しっかり週2 (月8回まで) 月々 6,480円~	たっぷり週3 (月12回まで) 月々 8,748円~
--------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

都度利用料制
気軽に都度利用(A)
(1回毎のお支払い)
1回 864円~

料金プランや入会手続き、キャンペーン等の詳細はお電話またはホームページからお問い合わせください。

◎コナミスポーツクラブ情報ダイヤル
0120-919-573
クイック コナミ

受付時間 平日 9:00~19:00
土・日・祝休日 10:00~18:00

◎ホームページ
コナミスポーツクラブ法人会員

で今すぐ検索!!

**2014年4月から全国400カ所以上の
セントラルスポーツクラブネットワークが利用できるようになりました!**

初めてのご利用の流れ(ご不明な点はお問い合わせください。) **申し込みに必要なもの/健康保険証・認印・カード発行手数料540円(税込)**

STEP 1 施設にお越しください
お近くの**カード発行施設**にお越しいただき、「コーポレートメンバーズカード」の作成をお願いします。

STEP 2 申込手続き
所定の申込書記入・写真撮影をさせていただきます。

STEP 3 手続き終了
カード作成には約1週間から2週間かかる場合があります。

STEP 4 本カード受け取り後(2回目以降)
全国400カ所以上のクラブをご利用いただけます。
施設利用料(1回につき/税込)
540円 1,080円 1,620円 2,160円

セントラルスポーツ株式会社 法人事業部

〒104-8255 東京都中央区新川
1-21-2 茅場町タワー2F

エリア法人会員専用
お問い合わせダイヤル **TEL.03-5543-1819** 月~金曜日 9:30~18:00
※祝日を除く



大阪薬業健保・基金

野球大会・テニ

今年も恒例の野球大会・テニス大会を開催いたしますので、奮ってご参

野球大会

開催場所は昨年と同じく舞洲スポーツアイランドとなりますのでご注意ください。

ご案内は、昨年12月15日に各事業所あてにお送りしています。

詳細は、ご案内または当基金ホームページの新着情報をご覧ください。

開催日／平成27年3月14日から5月末までの土曜日に開催

開催場所／舞洲スポーツアイランド 西運動場(2面)・中央運動場(1面)

〒554-0042 大阪市此花区北港緑地2丁目

TEL:06-6460-2870

ホームページ <http://maishima.jp/index.html>

大会要領／大阪薬業健康保険組合または厚生年金基金の加入事業所チームのトーナメント

130チーム[申込先着順]

参加申込／平成27年1月16日(金)締め切り

ご注意／今大会は、球場確保の事情から土曜日のみの開催になります。

大会期間中の試合日程の確認等は、すべてホームページの新着情報で
ご確認いただくことになります。

日程は、天候等により変更される場合があります。



お問い合わせ先／大阪薬業厚生年金基金内 野球大会事務局
☎06-6945-1021
ホームページ <http://www.daiyaku-kikin.or.jp>



ス大会のお知らせ

加ください。

テニス大会

開催場所は昨年と同じくマリンテニスパーク・北村となりますのでご注意ください。
また、詳細は1月中旬に各事業所あてに送付しますご案内をご確認ください。

開催日／平成27年5月23日(土)、24日(日)、30日(土)
の3日間

※予備日：5月31日(日)、6月20日(土)

開催場所／マリンテニスパーク・北村

〒551-0032

大阪市大正区北村3丁目3番70号

TEL:06-6555-6161

ホームページ <http://kitamura.tennis-school.co.jp/facility.html>

競技種目／男子ダブルス・女子ダブルス

競技方法／トーナメント方式

1セットマッチ・6ゲーム先取



お問い合わせ先／大阪薬業健康保険組合内 テニス大会事務局
☎06-6941-5002
ホームページ <http://www.daiyaku-kenpo.or.jp/>

